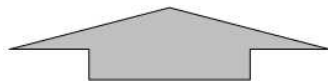


事務事業名 障害児補装具利用者負担補助事業

出力日：令和06年03月18日

キーコード：1224

施策：	11	障がい者福祉の充実	財務コード	01030105-09-175
基本事業：	01	自立生活の支援	担当部	健康福祉部
基本事業の成果指標	日常生活の自立に向けた障がい者支援サービスの延べ利用者数 施設入所・入院から在宅生活へ移行した障がい者数（計画期間内累計） 児童発達支援及び放課後等デイサービスの利用者数		担当課	生活福祉課
			担当係	障がい者福祉担当



事務事業が貢献すべき成果

計画年度	平成19年度 ~		新規・継続	継続	会計区分			実施計画		
1. 対象（誰、何に対して事業を行うのか）			2. 手段（事務事業の内容、やり方、手順）							
障害児補装具費助成 国の法律に基づき補装具費を支給した障がい児の保護者  難聴児補聴器購入費助成事業 軽度中等度難聴児の保護者			< 事業概要 > 障害児補装具費助成 障がい児が必要な補装具の購入又は修理を行ったときは「障害者総合支援法」に基づき、その費用の100分の90に相当する補装具費を公費で支給しているが、残りの100分の10に相当する障がい児の保護者の負担額を全額市から助成する。  難聴児補聴器購入費助成 軽度・中等度難聴児の補聴器購入に要する経費に3分の2を乗じた額を助成する。  < 関係例規 > ・筑紫野市児童補装具費の利用者負担額の助成に関する規則 ・筑紫野市軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業実施要綱							
3. 意図（この事業によって対象をどのような状態にしたいのか）										
障害児補装具費助成 障がい児の補装具の購入等に要する保護者の負担を軽減し、障がい児が身体に適合した補装具を使用できている。 難聴児補聴器購入費助成事業 身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児が言語の取得、教育等において健全に発達できている。										
4. 成果（簡易評価は未記入）										
成果指標名称		単位	03年度 実績	04年度 実績	05年度 当初	06年度 要求	07年度 計画	08年度 計画	目標	
障害児補装具費助成件数		件	38	39	45	45				
難聴児補聴器購入費助成件数		件	1	2	3	3				
5. コスト										
事業費		計	千円	798	680	807	732			
		国	千円	0	0	0	0			
		県	千円	18	76	114	76			
		地方債	千円	0	0	0	0			
		その他 一般	千円	0	0	0	0			
正職員人工数		人工	0.1	0.1	0.1					
正職員人件費		千円	792	773	782					
トータルコスト(事業費+正職員人件費)		千円	1,590	1,453	1,589	732				
6. 成果状況及びコメント（簡易評価は未記入）										
あがっている  どちらかといえばあがっている  あがっていない（停滞・低下）		障害児補装具費助成については、毎年、対象者の8～9割程度に助成を行っており、効果は上がっていると考えられる。高額な補装具の場合は、月額負担上限額である37,200円に達することもあるため、保護者にとっては経済的負担の軽減につながっている。								
7. 評価及びコメント（簡易評価は未記入）										
対象動向	維持	類似事業	なし		障がい児の補装具は、子どもの成長に伴い合わなくなるため、使用年数が成人と比較して短いものが多く、保護者の負担となっている。そのため、この制度によって、経済的な負担が軽減されている。近隣市では補装具費自己負担分への助成事業は行っておらず、障害者総合支援法に基づく給付の上乗せとなっているため見直しの必要との意見がある。					
手段効率化余地	なし	コスト削減余地	なし							
公的関与	妥当性がある	受益者負担	余地なし							
上位貢献度	影響度は中	業務推進課題	なし							
成果向上余地	中程度									
8. 改善改革案（簡易評価は必要な場合のみ記入）						改善方向性	維持	見直し	廃止	事業終了
改革案/期待する成果/必要性/推進スケジュール/必要な費用（維持/事業終了の場合は記入する必要なし）										
障害者総合支援法の施行に伴い、保護者負担軽減の為事業を開始したが、制度改革により非課税世帯等への軽減措置がなされ、当初の目的は達成されたものと思われるので、事業を廃止する、										
事業開始背景及び現在の環境変化（市民・議会等の要望）						備考・特記事項 or 進行管理欄				
「障害者自立支援法（現在の障害者総合支援法）」が、平成18年10月に完全施行され、利用者の1割負担等が導入された。障がい児の補装具は、子どもの成長により作成間隔が短く、保護者の負担が大きいことから、独自の軽減措置として平成19年度から「障害児補装具費助成」を開始した。						平成22年度からは、低所得者の利用者負担が無料となる利用者負担軽減策が実施されている。 平成26年度から、「福岡県軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業補助金制度」が制定されたことから、本市においては平成26年10月から「難聴児補聴器購入費助成」を開始した。				